

まちなか活性化ビル機械警備業務委託仕様書

この仕様書は、業務の概要を示すものであり、現場の状況に応じて軽微なものについては、仕様書に記載されていない事項であっても誠意をもって行い、発注者が建物の管理上必要と認めた業務については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1. 警備業務の委託場所

- (1) 所在地 佐野市高砂町2794番地1
- (2) 施設名 まちなか活性化ビル

2. 警備業務の委託に関する基本事項

- (1) 警備業務の委託場所及び内容は本仕様書により行う。
- (2) 受託者は実施工程表及びその方法を定め、これに沿った警備実施計画表（待機場所から対象施設までの距離、所要時間、車両台数など）を提出し、承諾を受けるものとする。
- (3) 警備業務に要する機械器具及び消耗品等は原則として受託者の負担とする。
- (4) 常に細心の注意をもって業務を実施し、建物、附属設備及び物品等に故意若しくは重大な過失によって損害を与えたときは受託者が負担するものとする。
- (5) 業務中に生じた警備員の事故については、すべて受託者の負担とする。ただし、発注者が免除したものについてはこの限りではない。
- (6) 異常箇所を発見したときは、直ちに市責任者に報告をする。
- (7) 巡回する警備員の服装、言動には十分気を付ける。服装については市が着用を許可する受託者が指定する制服を着用すること。また、市民に対する言動は市職員の代わりとして、親切丁寧に行うこと。
- (8) 業務の実施にあたり知り得ることのできる秘密事項を一切漏らさない。
- (9) 警備報告書を提出すること。
- (10) 落札した場合、事務所ないし出張所（待機所）を佐野市内に設置すること。
- (11) 業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせないこと。

3. 警備業務の実施要項

- (1) 期 間 令和8年8月1日から令和13年7月31日までの毎日
※この契約は、長期継続契約（地方自治法第234条の3）として実施する。そのため契約にあたっては、佐野市の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたとき契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。
- (2) 警備担当時間 午後8時00分から翌朝の午前8時30分まで
(土日等については、午後8時00分から翌朝の午前8時30分まで、12月30日、31日、1月1日については、終日警備をするものとする。)
- (3) 警備実施時間 前項警備担当時間内において、活性化ビルから警報装置作動開始の信号を受けたときに始まり、活性化ビルから警報装置作動解除の信号を受けたときまでとする。

- (4) 業務内容 通信回線を使用した遠隔自動警報装置と、午後8時～翌日午前0時に実施する見回りより、以下の内容についての点検等の警備を行う。
なお、見回り時刻については、可能な限り午後8時に近い時間帯に実施すること。

①機械警備業務の概要

1) 警報装置

- ・警備対象物で発生した異常事態（侵入、火災、断線、入退室等）を通信回線等により受注者のガードセンターに自動的に通報する機能を有すること。
- ・警報装置は、火災報知機設備及びその他佐野市が指定する設備と連動し、その異常事態を受注者のガードセンターに自動的に通報する機能を有すること。
- ・カードキー（タグ）は活性化ビルに従事する者の人数及び関係する課分を貸与すること。（約20個）
- ・設置する警報センサーについては、受注者の負担で、必要分設置するものとする。
- ・各階の利用者が異なるため、各階及び共用部の5ブロックに警備管理区画を分けること。

2) 受注者のガードセンター

- ・受注者は、警備実施時間中、受注者のガードセンターにおいて警報受信装置を間断なく監視するとともに、常に受注者の機動隊との連絡を保持する。

3) 受注者の機動隊

- ・受注者の機動隊は、受注者のガードセンターとの連絡を保持し、警備対象物の異常事態に備える。

②警備機器の取り扱い

1) 警備開始時の取り扱い

- ・市職員等は、すべての開閉口の戸締り・施錠、火気の始末など防犯、防火、その他事故防止上の必要な処置を講じてから、退庁する。
- ・最終退庁者は、上記処置の最終確認を行ったうえで、職員通用門の施錠をした後、キーボックスの電源や作動状況を確認し、警報装置作動開始の状態にセットし、退庁する。
- ・受注者はガードセンターにおいて、市の最終退庁者の操作により、警報装置作動開始の状態になったことを確認し、警備を開始する。

2) 警備終了時の取り扱い

- ・市職員等における警報装置作動開始後、最初の登庁者は、登庁前にキーボックスを警報装置作動解除の状態にしてから入室する。
- ・受注者はガードセンターにおいて、市職員等の最初の登庁者の操作により、警報装置作動解除の状態になったことを確認し、警備を終了する。

③異常事態発生時における受注者の処置

- ・警報受信装置により、佐野市の警備対象物に異常事態が発生したことを感知したとき、受注者は、速やか（25分以内）に機動隊を急行させ、状況を確認するとともに事態の拡大防止に当たる。
- ・警備対象物に到着した機動隊は、異常事態を確認後、実情に応じた的確な判断のもとに臨機応変の処置をとり、速やかに受注者のガードセンター及びあらかじめ届出のある佐野市の緊急連絡者にその状況を連絡するとともに、必要に応じて関係機関へ連絡をし、被害を最小限にとどめるよう努めなければならない。

④警報装置の保守点検

- ・まちなか活性化ビルに設置された警報装置の機能について、受注者は、適宜保守点検を行い、常に良好な作動状況を保持するものとする。

⑤警備任務

1) 火災の防止

- ・火災の早期発見と初期消火
- ・火気使用箇所の点検と確認
- ・危険物使用箇所の点検と確認
- ・消防署への連絡と通報
- ・その他、防火上必要と認められる事項

2) 風水害等の予防

- ・天候状況等の事前察知と風水害等による警備対象物被害に対する事前準備
- ・隣接地域から発生する不測の事態の早期発見とその処理。
- ・その他、防災上必要と認められる事項

3) 盗難の防止

- ・不法侵入者の発見と排除
- ・不審者、潜伏者、徘徊者の発見と排除
- ・窓、扉等の点検と施錠確認
- ・警察署への連絡及び渉外事項
- ・その他盗難防止上必要と認められる事項

4) その他

- ・残留者の確認
- ・1階～4階の見回りにより、残留者がいないかの確認及び発注者の指示した個別の20～30箇所（ガスの元栓、換気扇、シャッター、エアコン）の点検を行う。

⑥事務室等の鍵の管理

- ・警備上必要な鍵は、佐野市と受注者が相互に預託し、預託された鍵はそれぞれ厳重な取り扱いと保管をなすものとする。

4. 緊急連絡者名簿の提出

- (1) 佐野市は、受注者に対しあらかじめ緊急連絡者名簿を提出する。
- (2) 受注者は、佐野市に対しあらかじめ緊急連絡者名簿を提出する。
- (3) 緊急連絡者名簿に変更があるときは、遅滞なく、その都度文書をもって通知する。

5. 警備日報の提出

毎日の巡回後、警備状況が記載された報告書を佐野市の責任者に提出すること。

6. 警備装置等設置未完了時の対応

警備業務開始日において、警備装置等の設置が完了しておらず、機械警備業務を開始できない場合は、設置完了し機械警備を開始できるまでの期間、警備員を1名常駐させるものとする。この際要する費用は、受注者の負担とする。

7. その他

当警備業務委託は、この仕様書によるもののほか、細目については両者協議の上、別に定めるものとする。